

■神戸空港ガイドツアーについて（旅行会社の皆様へ）

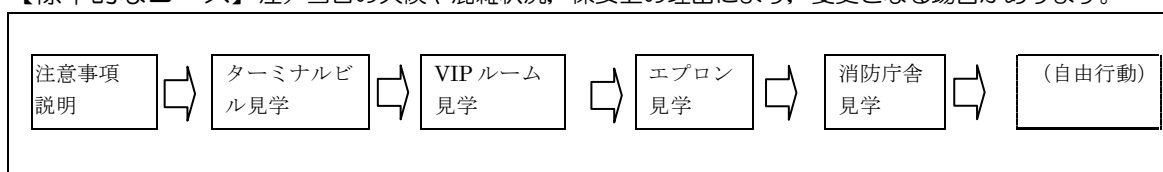
神戸空港利用推進協議会では、児童・生徒に対する社会教育を目的に、旅行会社が主催するツアー等において、神戸空港の魅力をお伝えする「ガイドツアー」を実施しています。

詳細については、別途「神戸空港ガイドツアー実施規程」をご覧ください。

1. ツアー概要

神戸空港をガイドが説明し、ご案内いたします。通常、関係者以外立ち入りのできない制限区域（消防庁舎、エプロン（駐機場）等）についても、安全確保のうえで見学することが可能です。

【標準的なコース】注）当日の天候や混雑状況、保安上の理由により、変更となる場合があります。



※所要時間は約 75 分です。

2. 受入れ対象

中学生以下の児童・生徒およびその保護者

ただし、全体の参加者のうち、中学生以下の参加者が3分の1以上を占めることが条件です。

3. 定員

1件あたり 45 名まで

安全確保のため、これ以上の受け入れはでき兼ねますので、ご了承ください。

4. ツアー条件

(1) 参加者 1 人あたり、額面 1,000 円分の「神戸空港旅客ターミナルビル 店舗共通ご利用券」の購入

※添乗員、3歳未満の乳幼児は除きます

※販売価格は 1 人あたり 900 円です

(2) ツアーガイドに対する謝礼（ガイド 1 人あたり 3,000 円）のお支払

(3) 参加者名簿の提出

※催行日 3 営業日前までに、Eメールまたは FAX にてご提出ください。

※参加者名簿は、ツアー参加者および添乗員の①名前、②年齢、③住所を必ず記載してください。様式は問いません。

（制限区域内への立入許可の手続き上必要です。名簿の提出がなければ、消防庁舎やエプロン（駐機場）の見学はできませんので、ご了承ください。）

5. 実施期間

3月1日から 11月30日まで ※ご希望の日時を事前にご連絡ください

6. 受付

催行希望日の属する月の2か月前の月の1日から、催行希望日の 14 日前まで。

例）催行日 8月 27 日の場合、6月 1 日から受付開始

7. 申込み

以下の手順により、申込みを行ってください。

- (1) 希望日時を、電話、FAX、Eメールのいずれかの手法により事前に神戸空港利用推進協議会に問い合わせる。

問い合わせ先：神戸空港利用推進協議会

(窓口：神戸市みなと総局空港事業部誘致課)

電話：078-322-6378 ※ただし、平日の9時～12時・13時～17時

FAX：078-322-6011

E-mail：airport@office.city.kobe.lg.jp

- (2) 神戸空港利用推進協議会との調整後、催行日が確定したら、別紙「申込書」に必要事項を記入し、EメールまたはFAXで提出。
- (3) 上記「4. ツアー条件(3)参加者名簿の提出」で記載の参加者名簿(添乗員を含む)を催行日の3営業日前までに、神戸空港利用推進協議会あてに提出。

8. 注意事項

- (1) ツアー中の負傷等は、見学関係機関および神戸空港利用推進協議会は一切の責任を負いません。必ず傷害保険等にご加入のうえ、ご参加をお願いします。
- (2) ツアー中、故意または過失により施設に重大な被害を与える行為があった場合、賠償請求することになります。児童・生徒に対する監督の徹底をお願いします。
- (3) ツアー中、スタッフの指示に必ず従ってください。空港施設内は安全確保が極めて重要な施設であり、セキュリティが非常に厳しくなっています。スタッフの指示に従っていただけない場合はツアーを中止し、以後、ツアーをお申し込みいただいてもお断りすることとなります。
- (4) その他、次に掲げる事項が認められる場合には、ツアーの実施を中断することができるものとします。

ツアー実施にあたり、神戸空港利用推進協議会及び空港保安管理者の指示に従わないとき。

参加者が泥酔している等、他のお客様の迷惑となるおそれがあるとき。

その他、旅行会社又は参加者の行動が、空港の安全な運営の妨げとなるとき。

なお、中断した場合に生じる不利益については、神戸空港利用推進協議会は一切の責任を負いません。

平成30年度春以降(4月頃以降)は、神戸空港及び空港ターミナルの運営は新たな民間事業者に変わります。現時点では、平成30年度春以降の取扱いについては未定です。

神戸空港ガイドツアー実施規程

平成 23 年 10 月 1 日神戸空港利用推進協議会策定
平成 29 年 4 月 1 日改正

神戸空港利用推進協議会（以下「協議会」という。）が神戸空港内において実施するガイドツアー等（以下「ツアー」という。）について、次のとおり実施事項等を定め、申込み旅行会社等（以下「旅行会社」という。）はこの規程を遵守することとする。

（ツアー概要）

第 1 条 神戸空港内をガイドが説明し案内する。通常、関係者以外立ち入りのできない制限区域（消防庁舎、エプロン（駐機場）等）についても、安全体制を確保したうえで見学することができることとする。なお、当日の天候や混雑状況、保安上の理由により、変更となる場合がある。

（受入れ対象）

第 2 条 中学生以下の児童・生徒およびその保護者とする。ただし、全体の参加者のうち、中学生以下の参加者が 3 分の 1 以上を占めていることとする。

（定員）

第 3 条 1 件あたり 45 名までとする。

（ツアー条件）

第 4 条 ツアー実施にあたり、以下を条件とする。

- (1) 参加者 1 人あたり額面 1,000 円分の神戸空港旅客ターミナルビル店舗共通ご利用券を購入すること（ただし、添乗員、3 歳未満の乳幼児は除く）。この場合、販売価格は 1 人あたり 900 円とする。なお、利用券代金については原則、後日銀行振り込みとする（振込み手数料は各自で負担）。
- (2) ツアーガイドに対する謝礼としてガイド 1 人あたり 3,000 円を支払うこと。なお、ガイド謝礼については当日現金支払いとする。
- (3) 制限区域内への立入許可の手続きを行うため、催行日の 3 営業日前までに、参加者名簿（添乗員を含む）を協議会あてに提出すること。参加者名簿には、当日参加される方全員の名前、年齢、住所を記載することとする（様式自由）。なお、名簿の提出がない場合は、制限区域内の見学は実施不可とする。

（実施期間）

第 5 条 3 月 1 日から 11 月 30 日までの期間とする。

（受付）

第 6 条 催行希望日の属する月の 2 か月前の月の 1 日から、催行希望日の 14 日前までとする。

（申込み）

第 7 条 旅行会社はツアー催行にあたって、以下の手順により申込みを行うこととする。

- (1) 希望日時を、電話、FAX、Eメールのいずれかの手法により事前に協議会に問い合わせる。
- (2) 協議会との調整後、催行日が確定したら、別紙「申込書」に必要事項を記入し、Eメールまたは FAX で提出する。
- (3) 第 4 条第 3 項に規定の参加者名簿（添乗員を含む）を催行日の 3 営業日前までに、協議会あてに提出する。

（申込み件数）

第 8 条 ツアーは 1 旅行会社あたり 1 か月につき 3 回までとする。

（ツアー申込みの取り消し）

第 9 条 ツアー申込み後に旅行会社が催行を取り消す場合は、催行日の 7 日前までに電話、FAX または Eメールにより連絡することとする。

（ツアーの中断）

第 10 条 協議会は、次に掲げる事項が認められる場合には、ツアーの実施を中断することができるものとする。なお、中断した場合に生じる不利益については、協議会は一切その責を負いません。

- (1) ツアー実施にあたり、協議会及び空港保安管理者の指示に従わないとき。
- (2) 参加者が泥酔している等、他のお客様に迷惑となるおそれがあるとき。
- (3) その他旅行会社又は参加者の行動が、空港の安全な運営の妨げとなるとき。

(ツアーの中止)

第 11 条 協議会は次に掲げる場合、ツアーの一部若しくは全部の中止又はコースの変更を行うことがある。この場合において、ツアーの全部を中止した場合は、ツアーにかかる経費は請求しない。

- (1) 災害、事故等により、事業を実施することが困難なとき。
- (2) 保安上、事業を行うことが適当でないとき。
- (3) 工事、清掃等を行うために支障があるとき。
- (4) コースの一部又は全部が見学不可能なとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、空港管理上特に必要があるとき。

(遵守事項)

第 12 条 ツアー参加者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) ツアー催行中はガイド及び空港関係者の指示に従うこと。
- (2) 協議会の設定したコース、順路等に従って行動し、許可した場所以外へは立ち入らないこと。
- (3) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (4) 航空保安施設又は航空無線に障害を与える可能性のある無線機器等を持ち込まないこと。
- (5) 犬、猫等の動物を持ち込まないこと。ただし、盲導犬、介助犬等は除きます。
- (6) 空港施設、器物等を滅失、毀損又は汚損しないこと。また、そのおそれのある行為を行わないこと。
- (7) 物品を投棄しないこと。
- (8) 協議会の承認なく、物品等の販売及び陳列を行わないこと。
- (9) 集会の開催、宣伝活動、寄付金の募集、その他これらに類する行為を行わないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他の空港利用者の迷惑となる行為又は管理上支障となる行為を行わないこと。

(協議会の責任及び免責事項)

第 13 条 協議会はツアー実施にあたり、故意又は過失によりツアー参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、天災地変、気象条件、暴動、火災又は第三者の故意又は過失に起因するものについては、その責を負わない。

(旅行会社の責任)

第 14 条 ツアー参加者の故意又は過失により空港施設、器物等を滅失、毀損又は汚損した場合、若しくはその他の行為により空港運営に損害を与えた場合には、その損害は旅行会社が賠償する。

(個人情報の開示と利用)

第 15 条 協議会はツアー実施にあたって得た個人情報について、次の場合を除き目的外に使用しない。

- (1) 神戸空港条例および神戸空港条例施行規則の規程に基づき、制限区域の立ち入りに必要な許可を得るため神戸市に対し提出すること。
- (2) 事業の円滑な運営のため、空港ビル等の管理を行う神戸空港ターミナル株式会社に対し提出すること。
- (3) 法令等に基づき開示を要請された場合。

附 則

この規定は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。